

## 安全データシート

## 1. 会社情報

会社名：株式会社 モナミ  
 住所：〒561-0821 大阪府豊中市日出町 2-1-13  
 電話番号：06（6331）1719  
 FAX番号：06（6334）9364  
 作成年月日：2001年 6月 29日  
 改訂年月日：2013年 8月 1日

---

製品名 レッド ペースト E

---

## 1. 危険有害性の要約

## GHS分類

## 物理化学的危険性

火薬類	分類対象外
可燃性・引火性ガス	分類対象外
可燃性・引火性エアゾール	分類対象外
支燃性・酸化性ガス	分類対象外
高压ガス	分類対象外
引火性液体	区分外
可燃性固体	区分外
自己反応性化学品	区分外
自然発火性液体	分類対象外
自然発火性固体	区分外
自己発熱性化学品	区分外
水反応可燃性化学品	区分外
酸化性液体	分類対象外
酸化性固体	分類対象外
有機過酸化物	分類対象外
金属腐食性物質	区分外

## 健康に対する有害性

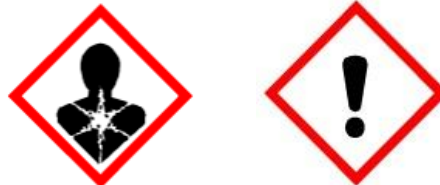
急性毒性（経口）	区分外
急性毒性（経皮）	区分できない
急性毒性（吸入：ガス）	分類対象外
急性毒性（吸入：蒸気）	分類できない
急性毒性（吸入：粉塵）	分類対象外
急性毒性（吸入：ミスト）	分類できない
皮膚腐食性・刺激性	区分3
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分2
呼吸器感作性	区分1
皮膚感作性	区分1
生殖細胞変異原性	区分2
発ガン性	区分1A

---

	生殖毒性	区分 1 A
	特定標的臓器・全身毒性（単回曝露）	区分 1
	特定標的臓器・全身毒性（反復曝露）	区分 1
	吸引性呼吸器有害性	区分外
環境に対する有害性	水生環境急性有害性	区分できない
	水生環境慢性有害性	区分 4

ラベル要素

絵表示又はシンボル：



- 注意喚起語 : 危険 ・ 警告
- 危険有害性情報 : 飲み込むと有害のおそれ
- : 吸入すると有害
- : 軽度の皮膚刺激
- : 眼刺激
- : 遺伝性疾患のおそれの疑い
- : 長期又は反復曝露による臓器(肺)の障害
- : 発がんのおそれ。
- : 生殖機能または胎児への悪影響のおそれの疑い。

注意書き

- 【安全対策】** : すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- : 使用前に取扱説明書を入手すること。
- : 個人的保護具や換気装置を使用し、曝露を避けること。
- : 粉塵、ヒュームを吸入しないこと
- : 環境への放出を避けること。
- 【救急処置】** : 曝露又はその懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けること。
- : 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
- 【保管】** : 乾燥した冷暗室内に保管すること。
- 【廃棄】** : 内容物や容器を廃棄する場合は、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別：混合物

一般用途：業務用 当たり面・擦り合わせ面検査材

成分及び含有量：顔料・クローム バーミリオン ((株) エヌ・アイ・シー) 約 21.7%

軽質炭酸カルシウム (CaCO<sub>3</sub>) 約 21.7%

CAS. No.471-34-1 化審法整理番号 1-122

増ちょう材 Li石鹼 約 6.2%

鉱物油 約 40.4%

植物油 約 10.0%

国連分類：該当せず

国連番号：該当せず

【顔料・クローム バーミリオン ((株) エヌ・アイ・シー) の組成、成分情報】

成分及び含有量	含有量 (%)	CAS No.
クロム酸鉛	71	7758-97-6
硫酸鉛	1~10	7446-14-2
モリブデン酸鉛	10~20	10190-55-3
水酸化アルミニウム	0.1~1.0	21645-51-2
二酸化ケイ素	0.1~1.0	7631-86-9
硫酸バリウム	1~10	7727-43-7

(金属値に換算 Pb 56%, Cr<sup>6+</sup> 11%, Mo 2.6%)

物質 化学名：クロム酸鉛・硫酸鉛・モリブデン酸鉛の混昌

一般名又は別名：モリブデートオレンジ、クロムバーミリオン

化学式：xPbCrO<sub>4</sub>・yPbSO<sub>4</sub>・xPbMoO<sub>4</sub>

CAS No.：12656-85-8

EINECS No.：235-759-9

C.I.GN(C.I. No.)：Pigment Red 104 (77605)

官報公示番号(化審法)：1-286(クロム酸鉛)、1-531(硫酸鉛)、

1-480(モリブデン酸鉛)[5-5190(ピグメントレッド104)]

国連分類及び番号：国連の定義上危険物に該当しない。

安定化添加物

化学名又は一般名：水酸化アルミニウム 二酸化ケイ素

化学式：Al(OH)<sub>3</sub> SiO<sub>2</sub>

官報公示番号(化審法)：1-17 1-548

EINECS No.：244-492-7 231-545-4

品質調整用添加物

化学名又は一般名：硫酸バリウム C.I.Pigment White 21

化学式：BaSO<sub>4</sub>

官報公示番号(化審法)：1-89

EINECS No.：231-784-4

---

#### 4. 応急処置

目に入った場合 : 直ちに清浄な流水で15分以上洗眼する。洗眼時にはこすらずにまぶたを指でよく開き、眼球、まぶたの隅々までよく洗浄した後医師の診察を受ける。

皮膚に付着した場合 : 触れた部分を水またはぬるま湯でよく洗い流す。

飲み込んだ場合 : 口をすすぐこと  
気分が悪い時は、医師の診察、手当を受ける。

---

#### 5. 火災時の処置

速やかに安全な場所に移す、着火した場合は霧状の強化液、泡、粉末または炭酸ガス消火器を用い、消火作業の際には保護具（空気呼吸器）を着用する。

---

#### 6. 漏出時の処置

周囲の着火源を取り除く。ウエス、吸着マット、オガクズ等で吸収させ回収する。  
河川、下水道等に流入しないように注意する。

---

#### 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い : 炎、火花、高温体との接触を避け、皮膚接触を防ぐために適切な保護具を着用し、  
取扱い後は顔、手、口等を水洗いする。

保管 : 直射日光を避け密栓して 火気、熱源から遠ざけて冷暗所に保管する。

ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質を避けて保管する。

消防法の規定に従い、定められた貯蔵場所、貯蔵方法により貯蔵する。

---

#### 8. 暴露防止処置

管理濃度 : 鉛として  $0.05 \text{ mg/m}^3$  , クロムとして  $0.05 \text{ mg/m}^3$   
(作業環境評価基準 厚生労働省告示第369号 2004年)

許容濃度 : 日本産業衛生学会 (2005年版 TWA)

鉛化合物 : Pbとして  $0.1 \text{ mg/m}^3$

6価クロム化合物 : Crとして  $0.05 \text{ mg/m}^3$

ACGIH (2005年版 TWA)

$0.05 \text{ mg/m}^3$  AS Pb

$0.012 \text{ mg/m}^3$  AS Cr

設備対策 : 通常の換気状態での使用可

保護具 : 必要に応じて有機ガス用マスクを着用

保護眼鏡 : 必要に応じて保護メガネ着用

保護手袋 : 必要に応じて耐油性保護手袋を着用

保護衣 : 通常の長袖作業衣で良い

その他 : スリッパ防止効果の高い安全靴の着用

---

---

## 9. 物理的及び化学的性質

外観	: 朱色ペースト状半固体
密度	: 約 1.4 g / c m <sup>3</sup> (15℃)
滴点	: 約 200℃
粘度	: データなし
不揮発分	: データなし
沸点	: データなし
凝固点	: データなし
溶解性	: 油に任意に分散
引火点 (℃)	: 約 200℃
発火点 (℃)	: データなし
爆発範囲	: データなし
発火性 (自然発火性、水との反応性)	: なし
酸化性	: なし
自己反応性・爆発性	: なし
粉塵爆発性	: なし

---

## 10. 安定性・反応性

通常の状態では安定。 強酸化剤の接触をさける。  
加熱すると分解し、有毒なヒューム (鉛及びクロム酸化物等) を生じる

---

## 11. 有害性情報

急性毒性	: LD <sub>50</sub> ≥ 5000 mg/kg (ラット、経口)
	: LD <sub>50</sub> ≥ 5000 mg/kg (犬、経口)
皮膚腐食性	: なし
皮膚刺激性・目刺激性	: データなし (ありと考えられる)
変異原性	: データ不足
生殖毒性	: データ不足

---

## 12. 環境影響情報

分解性	: データ不足
蓄積性	: データ不足
魚毒性	: データ不足

---

## 13. 廃棄上の注意

「廃棄物の処理および清掃に関する法律」に従い適正に処理する。  
産業廃棄物は都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して処理する。  
産業廃棄物の埋め立て処分に関する判定基準 (溶出値)

鉛	0.3mg/l 以下	6価クロム	1.5mg/l 以下
---	------------	-------	------------

特別管理産業廃棄物の埋め立て処分に関する判定基準 (溶出値)

鉛	0.3mg/l を超えるもの	6価クロム	1.5mg/l を超えるもの
---	----------------	-------	----------------

水質汚濁防止法排出基準値

鉛	0.1mg/l 以下	6価クロム	0.5mg/l 以下
---	------------	-------	------------

---

## 14. 輸送上の注意

## 国際規制

海上規制情報 : 非危険物

航空規制情報 : 非危険物

## 国内規制

陸上規制情報 : 毒劇物法の規定に従う。

海上規制情報 : 特段の規定はない。

海上汚染物質 : 該当しない。

航空規制情報 : 特段の規定はない。

輸送に際しては、容器の破損、腐食、漏れの無いように積み込み、食品や飼料等と一緒に輸送してはならない。

移送時にイエローカードの保持が必要。

## 15. 適用法令

労働安全衛生法 : 名称等を表示すべき有害物 (法第57条の1、施行令第18条)  
(政令番号第8号、クロム酸及びその塩)  
(政令番号第24号、鉛化合物)

名称等を通知すべき有害物 (法第57条の2、施行令第18条の2)  
(政令番号第143号、クロム及びその化合物)  
(政令番号第410号、鉛及びその化合物)  
(政令番号第601号、モリブデン及びその化合物)  
(政令番号第311号、シリカ)

特定化学物質等障害予防規則 (第2条第1項第2, 5号)  
(特別管理物質、管理第2類物質、クロム酸及びその化合物)  
鉛中毒予防規則 (第1条第4号・昭47労働省告示91号)  
(鉛化合物)

労働基準法 : 疾病化学物質 (法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号)  
(クロム及びその化合物、鉛及びその化合物)  
がん原性化学物質 (法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2  
第7号)  
(クロム酸塩又は重クロム酸塩)

## 化学物質排出把握管理促進法 (PRTR 法)

: 第一種指定化学物質 (法第2条第2項、施行令第1条)  
(政令番号第88号、六価クロム化合物)  
(政令番号第305号、鉛化合物)  
(政令番号第453号、モリブデン及びその化合物)

毒物及び劇物取締法 : 該当する (医薬用外劇物)

水質汚濁防止法 : 有害物質 (施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)  
(六価クロム化合物、鉛及びその化合物)

大気汚染防止法 : 有害物質 (施行令第1条) (鉛及びその化合物)

---

土壌汚染防止法 : 特定有害物質 (法第2条第1項、施行令第1条)  
(六価クロム化合物、鉛及びその化合物)

その他適用法令 : 消防法: 第4類第4石油類。海洋汚染防止法。下水道法。廃棄物の処理及び清掃に関する法律: 産業廃棄物規制 (油類、鉛, 六価クロム拡散、流出の禁止)

---

#### 16. その他

この情報は新しい知見に基づき改正される場合があります。

記載情報は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、物理・化学的物質、危険・有害性等に関しては、いかなる保証をなすものでもありません。

すべての化学品には未知の有害性がありうるため取扱いには細心の注意が必要です。

また、注意事項は通常の実施を前提としたものなので、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。

---